

介護医療院短期入所療養介護(介護予防短期入所療養)重要事項説明書

令和6年4月1日

介護医療院すぎやす

(施設の概要)

1. 施設の名称等 医療法人財団浩誠会 介護医療院すぎやす
住所: 鹿児島県霧島市霧島田口2143番地
TEL: 0995-57-1221 FAX: 0995-57-2317
2. 施設管理者 杉安 浩一郎

(事業の目的)

医療法人財団浩誠会が開設する介護医療院すぎやす(以下「当医療院」という)のうち、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)事業の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の事業者が、要介護者要支援者)等に対し、適切な短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)サービスを提供することを目的とします。

(運営の方針)

1. 当医療院は、要介護状態(要支援状態)等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び入所者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう努めます。
2. 当医療院は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って施設サービスを提供する他、地域や家庭との結びつきを重視し、利用者の退院に際しても利用者やその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医や居宅介護支援事業所(包括支援センター)などとの密接な連携をとるものとします。

(適用期間)

1. 本重要事項説明書は、利用者が介護医療院すぎやす短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)利用同意書を当施設に提出したのちから効力を有します。但し、家族に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。
2. 利用者は、前項に定める事項の他、本重要事項説明書、別紙1の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

(短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)の取扱方針)

1. 利用者の要介護状態(要支援状態)の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況など利用者の心身の状況を踏まえて、当該利用者の療養を妥当に適切に行います。
2. 相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行います。
3. 指定短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。
4. 指定短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。

5. 身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しておきます。
6. 自らその提供する指定短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)質の評価を行い、常にその改善を図れるように、職員の採用時研修、継続研修(施設研修及び施設外研修等)等、定期的に研修の機会を確保するように努めます。

(短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)計画の作成)

1. 当施設の管理者は、相当期間以上にわたり、継続して利用することが予定されている方については、利用者の心身の状況 病状 希望及びその置かれている環境ならびに医師の診療の方針に基づき、指定短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)の提供の開始前から終了後に至るまで利用するサービスの継続性に配慮し、介護支援専門員 介護従事者との協議の上、サービスの目標 当該目標を達成するための、具体的なサービスの内容を記載した、指定短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)の計画を作成する。
2. 指定短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)計画がすでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その計画の内容に沿って計画する。
3. 短期入所療養介護(介護予防短期療養介護)計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明して同意を得ます。

(通常の送迎の実施地域)

通常の事業の実施地域は、霧島市、曾於市、都城市、高原町、湧水町とします。

また、事業の実施区域は、上記の限りではありません。

(従業者の職種)

管理者	1 名	医 師	3 名以上	薬剤師	1 名以上
管理栄養士	1 名以上	看護師及び准看護師	9 名以上	介護職員	14 名以上
介護支援専門員	1 名以上	支援相談員	1 名以上(兼務)	理学療法士	1 名以上
作業療法士	1 名以上	言語聴覚士	1 名以上	事務職員	1 名以上

(短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)の内容)

1. 医学的管理・看護
2. 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)計画の作成及び評価
3. 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)計画に基づいた食事、入浴、排泄、その他日常生活上の介護
 - 食 事→ 朝食 8 時～、昼食 12 時～、夕食 18 時～
 - 入 浴→ 週2回～3回(利用者の状況と季節によって変更)
 - 排 泄→ トイレ介助やオムツのお世話等。
 - 洗面、更衣、その他の日常生活のお世話をさせていただきます。
4. レクリエーション、季節の行事など
5. 送迎体制あり
6. 厚生労働大臣が定める特定診療
7. 口腔衛生の管理

(利用料その他の費用の額)

1. 当医療院が、法定代理受領サービスに該当する介護保険サービスを提供した際には、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の1割から3割を徴収する。
2. 保険給付対象以外の費用(滞在費 食費 利用者の選択に基づく療養室の費用及び個人が日常生活に必要とされる利用料)等は、自己負担を徴収する。
3. 食費及び滞在費については、国が定める負担限度額段階(1段階～3段階)の利用者の自己負担額については、認定証に規定されている限度額を一日に受領する上限とする。

(守秘義務及び個人情報保護について)

1. 当医療院の従業者は、従業者であった期間および従業者でなくなった後においても、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。
2. 当医療院は、個人情報の取り扱いに関する利用者からの苦情については、苦情処理体制に基づき、適切迅速に対応します。
3. 当医療院は、サービス担当者会議において、利用者又はその家族の個人情報をを用いる場合は、同意をあらかじめ得て行い、関係法令及びガイドライン等に基づき個人情報保護に努めるものとします。
4. 当医療院は、個人情報保護に努めており、利用する個人情報については、院内に掲示しています。又、利用目的についても文書を掲示いたします。

(非常災害対策について)

1. 非常災害に関しては、霧島杉安病院で定めてある消防計画によるものとし、年に2回の防災訓練(うち、1回は夜間・休日を想定したもの)を行います。
2. 非常災害時には、利用者を速やかに誘導し利用者が指定する人に対し緊急に連絡を行います。
3. 当医療院は、防災設備・スプリンクラー設備・消火器・自動火災報知器・誘導灯・非常放送設備を有しています。

(相談又は苦情の受付について)

1. 当医療院は、提供した短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)に関する利用者及びその家族からの相談・苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談・苦情を受け付けるための窓口・担当職員を設置し、苦情に迅速に対応します。また、所定の場所に設置するご意見箱に投函して申し出ることができます。

★苦情・相談担当窓口:介護医療院すぎやす 看護師長・介護支援専門員

霧島杉安病院 看護総師長(電話番号:0995-57-1221)

2. 当医療院は、前項の相談・苦情を受け付けた場合には、当該相談・苦情の内容等を記録します。
3. 当医療院は、提供した短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの相談・苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。
4. 当医療院は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告します。
5. 当医療院は、提供した短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)に関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。
6. 当医療院は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告します。
7. また、市役所、各支所の介護保険係に設置してある相談・苦情窓口や鹿児島県国民健康保険団体連合会でも、相談・苦情を受け付けています。

相談窓口	電話番号
霧島市役所(本庁舎) 長寿介護課・障害福祉課	0995-64-0995
湧水町役場(栗野庁舎) 長寿福祉課	0995-75-2111
曾於市役所(本庁) 福祉介護課(福祉事務所)	0986-76-8807
都城市役所(本庁舎) 介護保険課	0986-23-2114
鹿児島県庁 高齢者生き生き推進課(介護保険室)	099-286-2674
鹿児島県国民健康保険団体連合会(介護保険課 介護相談室)	099-213-5122
<u>*その他市町村でも相談・苦情を受け付けています。</u>	

(緊急時の対応)

1. 当医療院は、利用者に対し、担当医師の医学的判断により対診が必要と認めた場合には、一般病棟及び連携医療機関、歯科医療機関での診察、入院を依頼することがあります。
2. 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)利用中に利用者の心身の状態が急変した場合は、当施設は利用者及びご家族が指定するものに対し、緊急に連絡いたします。
3. 当医療院は、法令により定員を超えて短期入所させてはならないとされていますが、災害、虐待等やむを得ない事情の場合、緊急に短期入所することができます。

(事故発生時の対応)

1. 当医療院は、利用者に対する短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるように努めます。
2. 当医療院は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録をしておきます。
3. 当医療院は、利用者に対する短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとします。

(衛生管理)

1. 利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲料水については、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用器具の管理を適正に行います。
2. 当医療院における感染症又は食中毒の予防、蔓延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果に従業者に周知徹底を行います。
3. 当医療院における感染症 又は食中毒の予防 蔓延防止のための指針の整備を行います。
4. 当医療院は感染症予防に関する防護服の着脱訓練 手洗い等の実施訓練を行います。

(記録の整備)

1. 当医療院は、従業者、施設及び設備構造並びに会計に関する諸記録を整備しておきます。
2. 当医療院は、利用者に対する短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しておく。
 - 1) 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)計画
 - 2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - 3) 身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - 4) 市町村への通知に係る記録
 - 5) 相談・苦情の内容等の記録
 - 6) 事故の状況及び事故に際してとった処置の記録
 - 7) 診療録
3. 当医療院は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。但し、

扶養者その他のもの(利用者の代理人を含む)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限りこれに応じます。

(虐待防止)

当医療院は、入所者の人権の擁護に努め、虐待が発生した場合、その再発を防止するために次の措置を講じます。

- 1) 当医療院は、虐待防止委員会を設置し定期的に会議を開催し、その結果を従業者に周知徹底します。
- 2) 虐待防止のための指針の整備を行い、従業員に虐待防止のための研修を定期的に行います。
- 3) 当医療院は、虐待を早期に発見できるように相談体制を整え 通報窓口の周知を行います。
- 4) 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報し、市町村が行う調査に協力します。

(身体拘束廃止)

当医療院は原則として身体拘束は廃止します。ただし入所者及び他の入所者の生命または身体を保護するため緊急やむをえないと判断した場合、切迫性 非代替性 一時性の3つの要件を満たしたときのみ、医師の指示に従い、本人 家族への説明を行い、拘束中は介護サービスの質の評価 経過の記録を行い、早期に拘束を解除できるように努めます。また医療院は拘束廃止のための委員会を定期的に開催し、拘束に頼らず入所者の有する能力に応じた生活が送れるように支援します。

(業務継続計画の作成)

1. 当医療院は感染症や非常災害時において、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)サービスの提供を継続的に実施するために業務継続計画書を作成し、業務継続計画書に従い早期に業務が再開できるように必要な措置を講じます。
2. 当医療院は従業者に対して当該計画書について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
3. 当医療院は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じ業務継続計画の変更を行います。

(その他の運営に関する留意事項)

当医療院はすべての従業者(介護保険法第8条第2項に基地する政令で定めるもの等の資格を有する者を除く)に対して認知症に係る基礎的な研修を受講させます。

(ハラスメント防止)

1. 当医療院は職場におけるハラスメントを防止するために職員が遵守すべき事項や防止のための規定を定め働きやすい職場環境を実現するように努めます。
2. ハラスメントに関するマニュアルを整備し、相談窓口を設置し、相談 苦情があった事案については、事実に基づいた適切な処理を行うとともに適切な措置をします。
3. 利用者、家族等から著しい迷惑行為(カスタマーハラスメントに)の防止のための事業者として必要な事項を定めます。

(施設利用にあたっての留意事項)

1. 入所中の外出、外泊は主治医の許可が必要です。
2. 他の医療機関へ受診の際は、当施設入所中であることを明記した紹介状を持参する必要がありますので、必ず主治医の許可を受けてください。外出、外泊中も同じです。緊急の場合はご連絡ください。
3. 面会は、原則として午前9時から午後8時までです。但し、感染症流行時は院内感染対策のため、面会を制限することがあります。
4. 介護保険証や限度額認定証、負担割合証、各種医療券等は、短期入所療養介護(介護予防短期入所療

養介護)入所時にご提示ください。また、変更がある場合には、必ずご提示ください。

5. 当医療院は施設内禁煙です。ご協力ください。
6. 必要以上の金品は所持しないようにお願いします。紛失 盗難の責任は負いかねます。
7. 当医療院駐車場内でのトラブルについては、責任は負いかねます。

<別紙1>

個人情報の利用目的

(令和6年4月1日現在)

介護医療院すぎやすでは、入所者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【入所者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護医療院内部での利用目的〕

- ・当施設が入所者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔法人内施設および事業所、並びに関連施設との連携のための利用目的〕

- ・霧島杉安病院と当施設間の入院・入所および外来診療等に係る記録の照会
- ・法人内施設(介護老人保健施設きりしま・グループホームゆめ)及び関連施設(介護付有料老人ホームみち草)と当施設間の移動等に係る記録の照会
- ・法人内事業所(居宅介護支援事業所すぎやす・訪問看護ステーションあんしん・ヘルパーステーションすぎやす・通所リハビリテーション霧窓庵)と当施設の連携に係る記録の照会

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が入所者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等と連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
 - －入所者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

介護・診療情報の提供および個人情報の保護に関するお知らせ

当施設は、入所者の皆様への説明と納得に基づくサービス提供(インフォームド・コンセント)および個人情報の保護に積極的に取り組んでいます。

介護・診療情報の提供

- ◆ ご自身の症状やケアについて質問や不安がおありになる場合は、遠慮なく、直接、医師、看護師または支援相談員に質問し、説明を受けてください。この場合には、特別の手続きは必要ありません。

介護・診療情報の開示

- ◆ ご自身の介護・診療情報の閲覧や謄写をご希望の場合は、遠慮なく、医師または「相談室」に開示をお申し出ください。開示・謄写に必要な実費をもらいますので、ご了承ください。

個人情報の内容訂正・利用停止

- ◆ 個人情報とは、氏名、住所等の特定の個人を識別できる情報を言います。
- ◆ 当施設が保有する個人情報(介護・診療記録等)が事実と異なるとお考えになる場合は、内容の訂正・利用停止を求めることができます。職員にお申し出ください。調査の上、対応いたします。

個人情報の利用目的

- ◆ 個人情報は以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて利用いたしません。
- ◆ サービス提供のために利用する他、施設運営、教育・研修、行政命令の遵守、他の医療・介護・福祉施設との連携等のために、個人情報を利用することがあります。また、外部機関による施設評価、学会や出版物等で個人名が特定されないかたちで報告することがあります。詳細は別紙に記載します。
- ◆ 当施設は看護職等の研修施設に指定されており、研修・養成の目的で、研修医および介護・医療専門職等が、診療、看護、介護などに同席する場合があります。

ご希望の確認と変更

- ◆ 入所予定の変更、介護給付、保険証等の確認等、緊急性を認めた内容について、患者さんご本人に連絡する場合があります。ただし、事前に受付までお申し出があった場合は、連絡いたしません。
- ◆ 居室における氏名の掲示を望まない場合は、お申し出ください。ただし、事故防止・安全確保のためには、氏名の掲示は望ましいです。
- ◆ 電話あるいは面会者からの、部屋番号等の問い合わせへの回答を望まない場合には、お申し出下さい。
- ◆ 一度出されたご希望を、いつでも変更することが可能です。お気軽にお申し出下さい。

相談窓口

- ◆ ご質問やご相談は、各部署責任者または以下の個人情報保護相談窓口をご利用ください。

個人情報保護相談窓口 介護支援専門員 富満 裕一郎

令和6年4月1日
介護医療院すぎやす 看護師長 井料 広子

短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)及び

個人情報利用に関する同意書

介護医療院すぎやすの医療院サービスを利用するにあたり、担当者による運営規程、重要事項の説明を受け、これらを十分に理解し、医療院サービスを受けることに同意します。また、必要に応じて、居宅支援事業者等に情報を提供することに同意します。また、別紙1の個人情報の利用についても同意します。

<入所者様> 住所 _____

氏名 _____

<ご家族または代理人> 住所 _____

氏名 _____ 続柄()

同意日 令和 年 月 日

介護医療院 すぎやす

管理者 杉 安 浩 一 郎 殿

医療院サービスの提供にあたり、入所者様に対し運営規程、重要事項、個人情報利用(別紙1)についての説明を行いました。

<事業者>(名 称)介護医療院 すぎやす (所在地)鹿児島県霧島市霧島田口 2143 番地

説明年月日 令和 年 月 日

<説明者> 職種) _____ 氏名) _____

【緊急時の連絡先】

ご 氏 名	入所者様との続柄()
ご 住 所	〒()
ご連絡先	① 日中 _____ ② 夜間 _____ ③ 上記がお留守の時 _____ お名前()続柄()

令和6年4月